保護者のみなさまへ
平成21年度就学援助費について

嘉手納町では、小中学生の保護者が経済的理由により、義務教育に必要な学費や給食費等お子さんの就学費にお困りの場合、援助費を支給する制度があります。

1．援助費を受けることのできる方

（ア）生活保護法に規定する要保護者

（イ）生活保護法による保護を受けていないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方

（所得申告をしていない方は援助を受けられませんので、ご注意ください。）

2．給付の種類

（ア）学用品費等　（イ）医療費　（ウ）給食費

※生活保護法による教育扶助を受けている方は、上記（ア）学用品費等のうち修学旅行費及び（イ）医療費についてのみ給付の対象となります。

3．申請の手続き

援助費を希望する方は、学校（幼稚園）から申請用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ住民票謄本及び平成20年度課税証明書（世帯分）を添えて学校（園）長へ提出してください。

4．提出期限　平成21年１月30日（金）

（受付開始は、１月からです。）

《お問い合わせ先》

教育委員会・教育総務課	956-1111（内線254）
屋良小学校	956-2214
嘉手納小学校	956-2264
嘉手納中学校	956-2263

平成20年度 計量器定期検査の実施について

平成21年２月10日（火）嘉手納町役場地下展示室において計量器定期検査を実施します。この検査は、計量法の規定により、計量の基準を定め適正な計量の実施を確保することを目的としたものです。

対象となるはかりをお持ちの方は受検してくださるようお知らせいたします。

※検査当日は印鑑と検査手数料をお持ちください。

【対象となるはかり】

非自動はかり、分銅及びおもりであって取引又は証明に用いられているもの。

お問い合わせ先

嘉手納町役場　産業振興課　振興係

TEL 956－1111（内線326）

恩給欠格者、戦後強制抑留者 引揚者の皆さまへ

平成21年３月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します。

平和記念特別事業基金では、いまだ請求されていない引揚者、恩給欠格者、戦後強制抑留者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています（ご家族の方は対象となりません）。「引揚者」は終戦の日まで引き続き１年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書は、嘉手納町役場福祉課の窓口にあります。請求期限は平成21年３月31日までです。未請求の方は、早急に申請してください。

資格要件等のお問い合わせは、次の独立行政法人平和記念事業特別基金まで。

（請求に関する「お問い合わせ」や「ご相談」は無料です。）

無料電話：0120－234－933

（月～金、9：15～17：15　土日祝日休）

町長の主な業務日誌（11月11日～12月10日）

11月

12日　沖縄県市町村事務組合議会臨時会

13日　沖縄県町村会　定期総会

沖縄県町村土地開発公社理事会

沖縄県地域振興対策協議会　総会

14日　総合計画審議会委員　辞令交付

17日　庁議

生きがいデイサービス交流会

18日　行政懇談会（北区）

19日　行政懇談会（東区）

20日　中部市町村会　定例会

行政懇談会（西区）

23日　町婦人連合会　創立六十周年記念式典

25日　「地方分権改革推進」全国大会

全国町村会　常任理事会

全国町村会　理事会

26日　全国町村長大会

27日　水産業振興・漁村活性化推進大会

28日　インターハイ実行委員会設立総会

中部広域設立二十周年記念式典

30日　町民ウォーキング大会

12月

1日　庁議

南米研修生　研修報告・送別会

2日　臨時庁議

行政懇談会（西浜区）

4日　行政懇談会（南区）

臨時庁議

8日　行政懇談会（中央区）

新春町民のつどい　１月９日（金）午後６時30分開会　嘉手納町中央公民館

お問い合わせ先：嘉手納町役場　総務課　TEL　956－1111